

デイサービス型 地域活動支援センターアウル運営規程

（事業目的）

第1条 社会福祉法人ラ・エールが設置する地域活動支援センターアウル（以下「事業所」という）が行う、名古屋市における地域活動支援事業の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業員が支給決定を受けた利用者に対し、適正な地域活動支援事業が提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 事業所の指導員等は、利用者の自立促進、生活の質の向上等を図ることができるよう、利用者又はその介護を行う者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じ、食事の提供、創作的活動、機能訓練、介護方法の指導、社会適応訓練、更生相談、レクリエーション等を行うものとする。

2 事業所の指導員等は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ってサービスの提供を行う。

3 事業の実施に当たっては、地域や家庭との結びつきを重視し、関係市町村、その他の障害福祉サービス事業者、地域の保険・医療・福祉サービスとの綿密な連携につとめる。

（虐待防止に関する事項）

第3条 事業者は利用者等の人権の擁護・虐待防止のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うと共に、その従業員に対して研修を実施する等の措置を講ずるよう勤めるものとする。

（事業所の名称等）

第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名 称 地域活動支援センター アウル

(2) 所在地 名古屋市中村区橋下町2番37号

（従業員の職種、員数及び職務の内容）

第5条 事業所における従業員の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

(1) 管理者 1名 （常勤兼務職員）

管理者は、事業所の従業員の管理及び業務の管理を一元的に行う。

(2) 従業員

指導員 3名 （常勤兼務職員、常勤専任職員、非常勤専任職員）

従業員は、地域活動支援の提供にあたる。

(営業日及び営業時間)

第6条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 土曜日 日曜日 国民の祝日及び木曜日午前
ただし、12月29日より1月3日及び法人の定めたる日を休業とする
- (2) 営業時間 午前8時30分より午後5時00分
木曜日のみ 午前8時30分より午前12時
- (3) サービス提供日 土曜日 日曜日 国民の祝日
サービス提供時間 午前9時30分より午後4時00分までとする

(利用定員)

第7条 事業所の利用定員は18名とする。

(地域活動支援の内容及び主たる対象者)

第8条 事業所において提供する地域活動支援の内容は、次のとおりとする。

- (1) 食事支援
- (2) 創作的活動
- (3) 機能訓練
- (4) 介護方法の指導
- (5) 社会適応訓練
- (6) 更生相談
- (7) レクリエーション
- (8) 送迎

2 事業所において地域活動支援を提供する主たる対象は次のとおりとする。

- (1) 知的障害者

(利用者から受領する費用の額)

第9条 地域活動支援を提供した場合の利用料の額は、名古屋市長が定める額とし、当該地域活動支援が法定代理受領サービスであるときは、名古屋市長の定める利用者負担額の支払いを受けるものとする。ただし、利用者の受給者証に記載された月額範囲とする。

2 食費

3 利用者個人が使用する備品及び材料費

4 全各項の費用の支払いを受ける場合は、利用者に対して事前に説明した上で、支払いに同意する旨の文書に記名押印を受けるものとする。

(サービス利用にあたっての留意事項)

第10条 サービス利用に当たっては、次の事項に留意する。

- (1) 設備・器具等の適切な使用
- (2) 他の利用者の心身を傷つけるような行為

(通常の実施地域)

第11条 通常の事業の実施地域は名古屋市中村区 中川区 西区 中区とする

(非常災害対策)

第12条 事業所は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知するものとする。

(緊急時における対応方法)

第13条 従業員は、地域活動支援の提供を行っているときに、利用者等に病状の急変その他緊急の事態が生じた時は、速やかに医療機関への連絡を行う等の措置を講ずるとともに、管理者へ報告をしなければならない。

(苦情解決)

第14条 提供した地域活動支援に関する利用者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置するものとする。

2 提供したサービスに関して、名古屋市が行う文書その他の物件の提出もしくは提示の求め又は名古屋市の職員から質問もしくは紹介に応じ、利用者からの苦情に関して名古屋市が行う調査に協力するとともに、名古屋市からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 社会福祉法（昭和26年3月29日法律第45号）第83条に規程する運営適正化委員会が同法第85条の規程により行う調査又は斡旋にできる限り協力するものとする。

(その運営に関する重要事項)

第15条 事業所は、利用者に対し適切な地域活動支援を提供するため、従業員の勤務体制を整備するとともに、従業員の資質の向上を図るため、研修の機会を次のとおり設けるものとする。

- (1) 採用時研修 採用後3ヶ月
- (2) 継続研修 年1回

2 従業員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

- 3 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持するために、従業者でなくなった後もこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。
- 4 この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は社会福祉法人ラ・エールと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

付則

この規程は、平成20年 4月 1日から施行する

- 1 平成21年4月1日 変更 第5条（従業員の職種、員数及び職務の内容）
第6条（営業日及び営業時間）
- 2 平成22年6月1日 変更 第6条（営業日及び営業時間）
- 3 平成23年4月1日 変更 第8条（地域活動支援の内容及び主たる対象者）
- 4 平成26年4月1日 変更 第5条（従業者の職種、員数及び職務の内容）
第6条（営業日及び営業時間）、第9条（利用者から受領する費用の額）
- 5 平成26年9月1日 追加 第10条（サービス利用にあたっての留意事項）
12条（非常災害対策）
- 6 平成27年4月1日 第6条（営業日及び営業時間）
- 7 平成29年4月1日 変更 第6条（営業日及び営業時間）